

定 款

社会福祉法人 大日園

# 社会福祉法人 大日園 定款

## 第1章 総 則

(目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

- (1) 第一種 社会福祉事業
  - ①障害者支援施設の経営
- (2) 第二種 社会福祉事業
  - ①介護老人保健施設の経営
  - ②障害福祉サービス事業の経営
  - ③保育所の経営
  - ④相談支援事業の経営
  - ⑤障害児通所支援事業の経営

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人大日園という。

(経営の原則)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を确实、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を福井県勝山市荒土町松田8号31番地に置く。

## 第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員7名を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、監事2名、事務局員1名、外部委員1名の合計4名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

(評議員の任期)

第7条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第8条 評議員に対して、各年度の総額が350,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

## 第3章 評議員会

(構成)

第9条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第10条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認

- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第11条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第12条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。  
2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第13条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。  
2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。  
(1) 監事の解任  
(2) 定款の変更  
(3) その他法令で定められた事項  
3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。  
4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることのできるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。  
5 評議員会に議長を置き、議長はその都度評議員の互選で定める。

(議事録)

第14条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。  
2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名がこれに署名し、又は記名押印する。

#### 第4章 役員及び職員

(役員の数)

第15条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名
  - (2) 監事 2名
- 2 理事のうち1名を理事長とする。  
3 理事長以外の理事のうち、1名を業務執行理事とすることができる。

(役員を選任)

第16条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。  
2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第17条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。  
2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。  
3 理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第18条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。  
2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第19条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。  
2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。  
3 理事又は監事は、第15条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第20条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員)の報酬等)

第21条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(職員)

第22条 この法人に、職員を置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。
- 3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

## 第5章 理事会

(構成)

第23条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第24条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第25条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第26条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることのできるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第27条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 当該理事会に出席した理事長及び監事がこれに署名し、又は記名押印する。

## 第6章 資産及び会計

(資産の区分)

第28条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産、公益事業用財産の3種とする。

- 2 基本財産は、別表に掲げる財産をもって構成する。
- 3 その他財産は、基本財産、公益事業用財産以外の財産とする。
- 4 公益事業用財産は、第36条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。
- 5 基本財産に指定されて寄付された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

第29条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、勝山市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には勝山市長の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第30条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第31条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所（及び従たる事務所）に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第32条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
- (6) 財産

目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間（また、従たる事務所に3年間）備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所（及び従たる事務所）に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
  - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
  - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
  - (4) 事業の概要等を記載した書類

（会計年度）

第33条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

（会計処理の基準）

第34条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

（臨機の措置）

第35条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

## 第7章 公益を目的とする事業

（種別）

第36条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の事業を行う。

- (1) 居宅介護支援の事業
- (2) 通所リハビリテーションの事業
- (3) 短期入所療養介護の事業
- (4) 日中一時支援の事業

- 2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

（剰余金が出た場合の処分）

第37条 前条の規定によって行う事業から剰余金が生じた場合は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業に充てるものとする。

## 第8章 解散

（解散）

第38条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

（残余財産の帰属）

第39条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

## 第9章 定款の変更

（定款の変更）

第40条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、勝山市長の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受け

- なければならない。
- 2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を勝山市長に届け出なければならない。

## 第10章 公告の方法その他

(公告の方法)

第41条 この法人の公告は、社会福祉法人大日園の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第42条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

### 附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長	谷 政吉	理 事	笠羽清右エ門
理 事	安土 義雄	理 事	小原 藤雄
理 事	木下 義穂	理 事	水上 晟
理 事	東川 秀雄		
監 事	高田 和彦	監 事	竹本 俊勝

### 附 則

この定款は、平成29年4月1日から施行する。

## 別 表

## 基本財産

区 分	財産の表示
(1) 預 金	定期預金 1, 0 0 0, 0 0 0 円
(2) 土 地	(イ) 福井県勝山市元町1丁目 904番地 (29.53平方メートル) 907番地 (215.26平方メートル) 908番地 (58.28平方メートル)
(3) 建 物	(イ) 福井県勝山市荒土町松田8字45番地2、13番地、15番地、16番地、19番地、22番地、23番地、24番地甲、24番地乙、25番地、26番地、27番地、29番地、30番地、31番地、32番地、43番地、44番地、45番地1、46番地、47番地、48番地、49番地、50番地、51番地、52番地、55番地、56番地、57番地、58番地1、58番地2、59番地、60番地、61番地、19番地先、7字7番地1、7番地2、8番地、9番地、28番地、29番地、30番地1、31番地、32番地、33番地、7番地1先 所在の鉄筋コンクリート・鉄骨造陸屋根・亜鉛メッキ鋼板葺平家建の障害者支援施設 1棟 (2,077.78平方メートル) (ロ) (イ)の附属建物 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建の車庫 1棟 (120.00平方メートル) (ハ) (イ)の附属建物 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建の車庫 1棟 (31.36平方メートル) (ニ) (イ)の附属建物 コンクリートブロック造陸屋根平家建のポンプ庫 1棟 (10.60平方メートル) (ホ) (イ)の附属建物 鉄骨造合金メッキ鋼板葺平家建の自立訓練棟 1棟 (501.68平方メートル) (ヘ) (イ)の附属建物 鉄骨造合金メッキ鋼板葺平家建の作業棟 1棟 (98.40平方メートル) (ト) 福井県勝山市荒土町松田7字33番地ほか2筆所在の 軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建の倉庫 1棟 (105.48平方メートル) (チ) 福井県勝山市北郷町坂東島8字2番地、1番地2所在の 鉄筋コンクリート造陸屋根3階建の老人保健施設 1棟 (2,758.00平方メートル) (リ) 福井県勝山市北郷町坂東島8字上牛頭2番地1、1番地2 所在の鉄筋コンクリート造陸屋根平家建の老人デイサー ビスセンター 1棟 (425.15平方メートル)

## 別 表

## 基本財産

区 分	財産の表示
	<p>(ヌ) 福井県勝山市元町1丁目904番地、907番地、908番地所在の 木造瓦葺2階建の住宅 1棟 (191.37平方メートル)</p> <p>(ル) 福井県勝山市芳野町2丁目4001番地1、4003番地1所在の 木造合金メッキ鋼板葺2階建の作業場 1棟 (345.83平方メートル)</p> <p>(ヲ) 福井県勝山市芳野町2丁目4003番地1、4003番地7所在の 鉄骨造陸屋根2階建の寄宿舍 1棟 (178.17平方メートル)</p> <p>(リ) (ヲ) の附属建物 コンクリートブロック造陸屋根平家建の車庫 1棟 (21.32平方メートル)</p>

## 社会福祉法人大日園 理事長専決細則（規程）

（目的）

第1条 この細則（規程）は、社会福祉法人大日園（以下「法人」という。）定款第24条の規定に基づき、理事長が専決することができる日常の業務について、必要な事項を定めることを目的とする。

（業務の専決）

第2条 理事長が専決することができる日常の業務は、次に掲げるものとする。

- （1）「施設長等の任免その他重要な人事」を除く職員の任免
- （2）職員の日常の労務管理・福利厚生に関すること
- （3）債権の免除・効力の変更のうち、当該処分が法人に有利であると認められるもの、その他やむを得ない特別の理由があると認められるもの。ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。
- （4）設備資金の借入に係る契約であって予算の範囲内のもの。
- （5）建設工事請負や物品納入等の契約のうち次のような軽微なもの
  - ア 日常的に消費する給食材料、消耗品等の日々の購入
  - イ 施設設備の保守管理および物品の修理等であって、エに該当しないもの。
  - ウ 緊急を要する物品の購入等
  - エ 随意契約であって、工事又は製造の請負250万円以下、食料品・物品等の買入れ160万円以下、及びその他のものは100万円以下のもの。
- （6）基本財産以外の固定資産の取得及び改良等のための支出並びにこれらの処分。それぞれの限度額は100万円以下のもの。ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。
- （7）損傷その他の理由により不要となった物品又は修理を加えても使用に耐えないと認められる物品の売却又は廃棄。ただし、法人運営に重大な影響がある固定資産及び100万円以上のものを除く。
- （8）予算上の予備費の支出。
- （9）入所者・利用者の日常の処遇に関すること。
- （10）入所者の預り金の日常の管理に関すること。
- （11）寄付金の受入れに関する決定。ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。（注）寄付金の募集に関する事項は専決できないこと。

なお、これらの中には諸規程において定める契約担当者に委任されるものも含まれる。

附 則

この細則は、平成29年4月1日から施行する。

## 社会福祉法人大日園 業務執行理事分担執行細則（規程）

（目的）

第1条 この細則(規程)は、社会福祉法人大日園（以下「法人」という。）定款第17条第2項の規定に基づき、業務執行理事がこの法人の業務を分担執行することができる日常の業務について、必要な事項を定めることを目的とする。

（業務の分担執行）

第2条 業務執行理事がこの法人の業務を分担執行することができる日常の業務は、鷺巣苑の経営に関する次に掲げるものとする。

- (1) 職員の日常の労務管理・福利厚生に関すること
- (2) 建設工事請負や物品納入等の契約のうち次のような軽微なもの
  - ア 日常的に消費する給食材料、消耗品等の日々の購入
  - イ 施設設備の保守管理および物品の修理等であって、エに該当しないもの。
  - ウ 緊急を要する物品の購入等
  - エ 随意契約であって、工事又は製造の請負250万円以下、食料品・物品等の買入れ160万円以下、及びその他のものは100万円以下のもの。
- (3) 基本財産以外の固定資産の取得及び改良等のための支出並びにこれらの処分。それぞれの限度額は100万円以下のもの。ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。
- (4) 損傷その他の理由により不要となった物品又は修理を加えても使用に耐えないと認められる物品の売却又は廃棄。ただし、法人運営に重大な影響がある固定資産及び100万円以上のものを除く。
- (5) 予算上の予備費の支出。
- (6) 入所者・利用者の日常の処遇に関すること。
- (7) 入所者の預り金の日常の管理に関すること。
- (8) 寄付金の受入れに関する決定。ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。（注）寄付金の募集に関する事項は分担執行できないこと。

なお、これらの中には諸規程において定める契約担当者に委任されるものも含まれる。

附 則

この細則は、平成29年4月1日から施行する。

## 社会福祉法人大日園 評議員選任・解任委員会運営細則（規程）

（目的）

第1条 この細則（規程）は、社会福祉法人大日園（以下「法人」という。）定款第6条3項の規定に基づき、評議員選任・解任委員会の運営について、必要な事項を定めることを目的とする。

（設置及び任務）

第2条 評議員選任・解任委員会は、常時設置することとする。

2. 委員会は、当法人の評議員の選任及び解任について審議し決定する。

（評議員選任・解任委員の選任）

第3条 評議員選任・解任委員は、理事会において選任する。

（委員の任期）

第4条 評議員選任・解任委員の任期は、定款（役員の任期）第19条を準用する。

（委員の報酬）

第5条 評議員選任・解任委員の報酬は、定款（役員の報酬）第21条を準用する。

（招 集）

第6条 評議員選任・解任委員会の招集は、理事会において決定し理事長が行う。

（委員長）

第7条 委員の中から委員長1名を互選する。

2. 委員長は、この委員会の会務を総理する。

（議事録）

第8条 評議員選任・解任委員会の議事録を作成する。

2. 前項の議事録には、委員長が署名又は押印する。

3. 評議員選任・解任委員会の議事録は10年間保存する。

（その他）

第9条 この規程は、止むを得ない事情によりこの規程の定めるところにより難い場合は、理事会の議決を経て理事長が別に定めることができる。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

## 社会福祉法人大日園 役員等の報酬並びに費用弁償に関する細則（規程）

（目的）

第1条 この細則（規程）は、社会福祉法人大日園（以下「法人」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき、理事、監事、評議員及び評議員選任・解任委員（以下「役員等」という。）の報酬並びに費用弁償（以下「報酬等」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（基本方針）

第2条 役員等の報酬については、勤務実態に即して支給することとし、役員等の地位にあることのみによっては支給しない。

（勤務形態及び区分）

第3条 役員等の報酬は、理事会、監事監査、評議員会及び評議員選任・解任委員会（以下「会議等」という）の出席役員等に支給することができる。

2、理事に対する各年度の総額は300,000円を超えない範囲とする。

3、監事に対する各年度の総額は120,000円を超えない範囲とする。

4、評議員選任・解任委員に対する各年度の総額は150,000円を超えない範囲とする。

（算定及び支給方法）

第4条 役員等の報酬は、会議等に出席一回につき、10,000円（源泉税別）とする。

（費用弁償）

第5条 役員等には費用を弁償することができる。

（その他）

第6条 この規程の施行は、すべて予算の範囲内において行われるものとし、止むを得ない事情によりこの規程の定めるところにより難しい場合は、評議員会の議決を経て理事長が別に定めることができる。

### 附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。